

保保所感第5031号
令和7年11月19日

各医療機関の長 様

さいたま市保健所長
(公印省略)

令和7年度結核定期健康診断の実施と報告について（依頼）

日頃より、本市の感染症対策の推進に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、事業者、学校の長、矯正施設その他の施設の長は、業務従事者等に対して結核に係る定期の健診診断を行い、保健所長へ報告をすることが法令により定められています。

つきましては、下記ホームページに記載しております、「さいたま市 電子申請・届出サービス」より、結核健康診断報告書を御提出くださいますようお願いします。Eメール、FAX又は郵送での御提出も可能です。ホームページより報告書をダウンロードし、該当項目に御記入のうえ、御提出ください。なお、送信票・送付状等は不要ですので、報告書のみ御提出ください。

また、行き違いで既に御提出をいただいたたら御容赦ください。

記

施設の種別 : 病院（歯科病院を含む）、診療所（歯科診療所を含む）

対象者 : 業務従事者（別紙1参照）

時期及び回数 : 毎年度1回（令和8年3月31日まで）

提出方法 : さいたま市電子申請・届出サービス

Eメール、FAX又は郵送

URL : <https://www.city.saitama.jp/005/001/016/p016981.html>

さいたま市トップページ>メニュー>事業者向けの情報>届出・手続き

>結核・感染症>結核定期健康診断の実施と報告のお願い

担当 さいたま市保健衛生局保健所感染症対策課

感染症情報係 西本、松浦

〒338-0013

さいたま市中央区鈴谷7-5-12

電話 048-767-8353

FAX 048-840-2230

E-mail kansenshotaisaku@city.saitama.lg.jp

1 実施者区分別の報告対象者

番号	施設の種別	報告対象者*
①	・病院（歯科病院を含む） ・診療所（歯科診療所を含む） ・助産所	(1) 業務従事者*
②	・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校	(1) 業務従事者*
③	・大学 ・短期大学 ・高等学校 ・高等専門学校 ・専修学校 ・各種学校	(1) 業務従事者* (2) 入学した年度の生徒・学生 (修業年限が一年未満の施設を除く)
④	介護老人保健施設	(1) 業務従事者*
⑤	社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・障害者支援施設 ・婦人保護施設	(1) 業務従事者* (2) 65歳以上の入所者 (通所のみの利用者は対象外)
⑥	刑事施設	(2) 20歳以上の収容者

* 業務従事者とは、常勤・非常勤の種別、役職や勤務時間等を問わず、反復継続して従事する人を指します。そのため「対象者数」の対象者は、常勤、非常勤を問わず反復継続して業務に従事している者は含んだ人数をご記入ください。

報告書の「報告対象者」欄の内、刑事施設を除く全ての施設は「(1) 業務従事者」欄の記入が必要です。また、「(2) 学生・入居者・収容者」欄については、上記表に指定されている施設のみ記入が必要となります。

2 報告書を記入する上での注意事項

- (1) 「実施年月」欄は、報告対象者の内、最後に実施した方の年月をご記入ください。
- (2) 「報告対象者」欄には、事業者が実施した健康診断を受けた者の他、市区町村が実施するがん検診や人間ドック等で健康診断を受け、診断書等を提出した者も含みます。
- (3) 「胸部X線検査受診者」の欄は、事業者が実施した健診を受けた者のほか、市のがん検診や人間ドック等で健康診断を受け、診断書等を提出した者も含みます。
- (4) 「喀痰検査者数」「発見数」の欄は、健康診断の結果、喀痰検査を実施した者の数又は結核患者が発見された場合の数をご報告ください。

別紙2

【関連法令】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(定期の健康診断)

第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下この章及び第十三章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第十三章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

(通報又は報告)

第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令

(施設)

第十一条 法第五十三条の二第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。
一 刑事施設
二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設

(定期の健康診断の対象者、定期及び回数)

第十二条 法第五十三条の二第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者毎年度
二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のもの

を除く。) の学生又は生徒 入学した年度

三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度

四 前条第二号に掲げる施設に入所している者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

2 法第五十三条の二第三項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第五十三条の二第一項の健康診断の対象者以外の者 (市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。) 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

二 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者 市町村が定める定期

3 法第五十三条の二第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。

一 第一項各号及び前項第一号の定期の健康診断にあっては、それぞれの定期において一回

二 前項第二号の定期の健康診断にあっては、市町村が定める定期において市町村が定める回数

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(健康診断の通報又は報告)

第二十七条の五 定期の健康診断の実施者 (以下次項において「健康診断実施者」という。) は、法第五十三条の二の規定によって行った定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項 (同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。) の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

一 事業者の行う事業、学校若しくは施設の所在地及び名称又は市町村若しくは都道府県の名称

二 実施の年月

三 方法別の受診者数

四 発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者の数

2 健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

3 第一項の規定は、保健所設置市等の長が法第十七条第一項及び第二項の規定によって行った結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。